

1. 件 名：中国電力株式会社島根原子力発電所の平時の周辺住民への情報提供について

2. 日 時：令和5年1月11日 10:00～10:20

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

澤村防災専門官、反町専門職、川本専門職、宮田専門職

中国電力株式会社

電源事業本部原子力運営グループ マネージャー 他3名

5. 要 旨

中国電力株式会社から、「平常時の広報活動」に係る活動の取り組み事例について資料1に基づき、説明があった。

原子力規制庁より、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づき、平時の周辺住民への情報提供について実施状況について確認を行ったところ、原子力事業者防災業務計画に定めている、①放射性物質及び放射線の特徴、②原子力発電所の概要、③原子力災害とその特殊性、④原子力災害発生時における防災対策の内容及び施設の状況に応じた緊急事態区分の考え方について、以下の実施を確認した。

- ・説明会、ティーサロン、訪問活動等による情報提供
- ・見学や視察による情報提供
- ・報道機関への情報提供
- ・ホームページ、広報誌、パンフレット等による情報提供
- ・バーチャルツアー

6. その他

配布資料：

資料1 「平常時の広報活動」に係る活動の取り組み事例について
(令和5年1月11日 中国電力株式会社)